

奈良県告示第二百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十七年十一月二十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人青心会郡山青 藍病院	大和郡山市本庄町一の一	平成三十年十一月二十八日